

令和 3 年

第 4 回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

赤穂市教育委員会

令和3年第4回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

- 資料 1 赤穂市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

赤穂市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

現 行 要 綱	改 正 要 綱															
<p>(定員)</p> <p>第5条 預かり保育の定員は、年間預かり保育及び一時預かり保育を合わせ次のとおりとする。 ただし、施設等の状況により、別の定員とすることができる。</p> <p>(1) 年少4歳児 概ね15人 (2) 年長5歳児 概ね15人 (預かり保育料等)</p> <p>第10条 預かり保育料は、別表のとおりとする。</p> <p>2. 教育委員会は、年間預かり保育料を決定し、又は変更したときは、預かり保育料決定通知書(様式第2号の2)又は預かり保育料変更決定通知書(様式第2号の3)により保護者に通知しなければならない。</p> <p>3. 教育委員会は、預かり保育料のほか飲食物及び教材等に係る実費相当額を別に徴収することができる。</p> <p>(預かり保育料の徴収)</p> <p>第11条 預かり保育を利用する保護者は、前条の規定により決定された預かり保育料を、指定された期限までに納付しなければならない。</p>	<p>(定員)</p> <p>第5条 預かり保育の定員は、年間預かり保育及び一時預かり保育を合わせ次のとおりとする。 ただし、施設等の状況により、別の定員とすることができる。</p> <p>(1) 3歳児 概ね15人 (2) 4歳児 概ね15人 (3) 5歳児 概ね15人 (預かり保育料等)</p> <p>第10条 預かり保育料は、日額450円とする。</p> <p>2. 教育委員会は、預かり保育料のほか飲食物及び教材等に係る実費相当額を別に徴収することができる。</p> <p>(預かり保育料の徴収)</p> <p>第11条 預かり保育を利用する保護者は、前条第1項に規定された預かり保育料を、指定された期限までに納付しなければならない。</p>															
<p>別表(第10条関係)</p> <p>1 年間預かり保育料</p>	<p>単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">各月初日において当該園児の属する世帯の階層区分</th> <th colspan="3">預かり保育料(月額)</th> </tr> <tr> <th>第1子</th> <th>第2子</th> <th>第3子以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1階層 生活保護法による被保護世帯等</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>第2階層 当該年度分の市民税非課税世帯及び市民税所</td> <td>600 (1,400)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> </tr> </tbody> </table>	各月初日において当該園児の属する世帯の階層区分	預かり保育料(月額)			第1子	第2子	第3子以降	第1階層 生活保護法による被保護世帯等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	第2階層 当該年度分の市民税非課税世帯及び市民税所	600 (1,400)	0 (0)	0 (0)
各月初日において当該園児の属する世帯の階層区分	預かり保育料(月額)															
	第1子	第2子	第3子以降													
第1階層 生活保護法による被保護世帯等	0 (0)	0 (0)	0 (0)													
第2階層 当該年度分の市民税非課税世帯及び市民税所	600 (1,400)	0 (0)	0 (0)													

下線は改正部分を示す。

	割非課税世帯			
第3階層	当該年度分の市民税所得割額が40,000円以下の世帯	2,200 (5,500)	1,100 (2,750)	0 (0)
第4階層	当該年度分の市民税所得割額が45,000円以下の世帯	3,300 (8,100)	1,650 (4,050)	0 (0)
第5階層	当該年度分の市民税所得割額が54,000円以下の世帯	4,100 (10,300)	2,050 (5,150)	0 (0)
第6階層	当該年度分の市民税所得割額が54,001円以上の世帯	6,000 (15,000)	3,000 (7,500)	0 (0)

備考

- 1 () 内は8月の年間預かり保育料月額を示す。
- 2 この表に規定する「生活保護法による被保護世帯等」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯をいう。
- 3 この表に規定する「当該年度分の市民税」とは、4月から8月までの年間預かり保育料にあつては、前年度分とする。
- 4 この表に規定する「市民税所得割額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割課税額から控除して得た額を所得割課税額とする。
- 5 この表に規定する「第1子」、「第2子」及び「第3子以降」とは、同一世帯に学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、同法第49条の5に規定する義務教育学校の前期課程又は同法第76条第1項に規定する義務教育特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども及び小学校就学前の子ども(以下「小学3年生までの子

ども」という。) がいる場合、同一世帯の小学3年生までの子どものうち、最年長の子どもから数えて1番目の子どもを「第1子」、2番目の子どもを「第2子」、3番目以降の子どもを「第3子以降」という。ただし、市民税所得割額が77,100円以下であつて、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2に規定する特定被監護者等(以下、「特定被監護者等」という。) がいる場合の利用者負担額は、最年長の特定被監護者等から数えて2番目の子どもを「第2子」、3番目以降の子どもを「第3子以降」とする。

6 この表に規定する市民税の額は、申請者が婚姻によらない母又は父であるときは、寡婦及び寡夫控除の適用があるものとみなし、地方税法の規定を適用して算定した額を用いるものとする。

7 当該園児の属する世帯が、次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる所得の状況である場合の年間預かり保育料は、この表の規定に関わらず、それぞれ次表に掲げる金額とする。

- (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。
- (2) 在宅障がい児(者) いる世帯 次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発見第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める障害基礎年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

単位：円

各月初日において当該園児の属する世帯の階層区分	預かり保育料(月額)	
	第1子	第2子以降
第2階層 当該年度分の市民税非課税世帯及び市民税所得割非課税世帯	0 (0)	0 (0)
第3階層 当該年度分の市民税所得割額が40,000円以下の世帯	200 (600)	0 (0)

第4階層	当該年度分の市民税所得割額が45,000円以下の世帯	300 (800)	0 (0)
第5階層	当該年度分の市民税所得割額が54,000円以下の世帯	400 (1,100)	0 (0)
第6階層	当該年度分の市民税所得割額が77,100円以下の世帯	600 (1,400)	0 (0)

2 一時預かり保育料 1日につき500円 ただし、8月は1日につき1,000円

様式第1号(第7条関係)

預かり保育申込書

年 月 日

赤穂市立 幼稚園長様

申請者 住所 赤穂市
氏名 印
電話

幼稚園で行われる預かり保育を希望しますので、下記のとおり申請します。

区分	氏名	続柄	生年月日	年齢	性別	緊急連絡先
ふりがな 対象園児		本人	年 月 日生			
ふりがな 対象園児		本人	年 月 日生			

希望する預かり保育に○を入れてください。

利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・通年預かり (1. 早朝から 2. 保育終了後から) ・定期的一時預かり (1. 月曜日 2. 火曜日 3. 水曜日 4. 木曜日 5. 金曜日)
利用時間	<ul style="list-style-type: none"> ・早朝 午前 時から 午後 時 分まで ・保育終了後 午後 時 分まで

預かり保育を希望する具体的理由

様式第1号(第7条関係)

預かり保育申込書

年 月 日

赤穂市立 幼稚園長様

申請者 住所 赤穂市
氏名
電話

幼稚園で行われる預かり保育を希望しますので、下記のとおり申請します。

区分	氏名	続柄	生年月日	年齢	性別	緊急連絡先
ふりがな 対象園児		本人	年 月 日生			
ふりがな 対象園児		本人	年 月 日生			

希望する預かり保育に○を入れてください。

利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・年間預かり (1. 早朝から 2. 保育終了後から) ・一時預かり (1. 月曜日 2. 火曜日 3. 水曜日 4. 木曜日 5. 金曜日)
利用時間	<ul style="list-style-type: none"> ・早朝 午前 時から 午後 時 分まで ・保育終了後 午後 時 分まで

預かり保育を希望する具体的理由

家族の状況

ふりがな氏名	続柄	年齢	勤務(通学)先 電話 (大人のみ)	携帯電話 (大人のみ)	備考 (主に迎えに来る人について記入して下さい。) 【記入例】月・火は母 水～金は祖母
	父				
	母				
	祖父				
	祖母				

・勤務先電話、携帯電話は、緊急連絡等に必要なので出来るだけ記入をお願いします。

様式第2号の2 (第10条関係)

様

第 年 月 日
号 日

赤穂市教育委員会

家族の状況

ふりがな氏名	続柄	年齢	勤務(通学)先 電話 (大人のみ)	携帯電話 (大人のみ)	備考 (主に迎えに来る人について記入して下さい。) 【記入例】月・火は母 水～金は祖母
	父				
	母				
	祖父				
	祖母				

・勤務先電話、携帯電話は、緊急連絡等に必要なので出来るだけ記入をお願いします。

様式第2号の2 (第10条関係)

預かり保育料決定通知書

幼稚園預かり保育料を次のとおり決定しましたので通知いたします。

児童の氏名及び 生年月日	年月日生
幼稚園名	
預かり保育料(月額)	円 ()
適用期間	年 月から
<p>この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に赤穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>さらに、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、赤穂市教育委員会を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求の裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③その他の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	

赤穂市教育委員会 こども育成課

〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地
 TEL 0791-43-7065 FAX 0791-43-6895

様式第2号の3 (第10条関係)

第 年 月 日
 号

様

赤穂市教育委員会

預かり保育料変更決定通知書

幼稚園預かり保育料を次のとおり変更しましたので通知いたします。

児童の氏名及び 生年月日			年 月 日 生
幼稚園名			
預かり保育料(月額)	変更前	円 ()	
	変更後	円 ()	
変更適用月	年 月 日から		

様式第2号の3 (第10条関係)

変更理由	<p>この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に赤穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>さらに、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、赤穂市教育委員会を被告として、この処分取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求の裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③その他の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
------	--

赤穂市教育委員会 子ども育成課
〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地
TEL 0791-43-7065 FAX 0791-43-6895

様式第3号(第12条関係)

年 月 日

赤穂市教育長 宛

預かり保育料減免申請書

次のとおり幼稚園預かり保育料の減免を受けたいので申請いたします。

様式第3号(第12条関係)

年 月 日

赤穂市教育長 宛

預かり保育料減免申請書

次のとおり幼稚園預かり保育料の減免を受けたいので申請いたします。

在園児氏名	在園幼稚園名
(年 月 日生 満 歳)	幼稚園

預かり保育料の減免を申請する理由

--

上記の者は当幼稚園の在園児であることを証明します。

年 月 日
幼稚園長
(又は設置者) 印
赤穂市教育長 宛

預かり保育料減免措置の決定にあたり、住民基本台帳等必要な書類を閲覧することを承諾します。

申請者 (保護者)
住所 _____
氏名 _____ 印

在園児氏名	在園幼稚園名
(年 月 日生 満 歳)	幼稚園

預かり保育料の減免を申請する理由

--

上記の者は当幼稚園の在園児であることを証明します。

年 月 日
幼稚園長
(又は設置者) 印
赤穂市教育長 宛

預かり保育料減免措置の決定にあたり、住民基本台帳等必要な書類を閲覧することを承諾します。

申請者 (保護者)
住所 _____
氏名 _____
日中連絡先 (電話) _____

様式第4号(第12条関係)

預かり保育料減免決定通知書

第 年 月 日 号

様

赤穂市教育長

年 月 日付で申請のあった幼稚園預かり保育料の減免申請について、審査の結果、次のおり決定したので通知いたします。

記

該当園児 氏名
生年月日
住所
幼稚園名

- 判定 1 減免措置決定 減免額
年間預かり保育料 月額 円
(ただし、8月分は 円)
適用月 年 月から 年 月まで
- 2 却下 理由

様式第4号(第12条関係)

預かり保育料減免決定通知書

第 年 月 日 号

様

赤穂市教育長

年 月 日付で申請のあった幼稚園預かり保育料の減免申請について、審査の結果、次のおり決定したので通知いたします。

記

該当園児 氏名
生年月日
住所
幼稚園名

- 判定 1 減免措置決定 減免額
円
- 適用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 却下 理由